

SLOCエスロック通信-52

JUL.09,2015 一寄附金の経費算入について（医療法人の場合）一

このたびのSLOCへの貴重なご寄付に深謝申し上げます。

さてSLOCへの一般寄附を医療機関等の経費・損金に算入できるか等のご質問に対し、本法人久保谷 康夫理事よりご説明致します。

（結論）以下の規定により、医療法人の場合は寄附金の一部を経費に算入できます。

「法人が支出した寄附金の損金算入」

国や地方公共団体への寄附金と指定寄附金はその全額が損金になり、SLOCへの寄附金は一定の限度額までが損金に算入できます。

（出典）国税庁HP

「寄附金を支出したとき」

https://www.nta.go.jp/shiraberu/ippanjoho/pamph/koho/kurashi/html/04_3.htm

・一般寄附金の損金算入限度額

〔資本金等の額×12分の当期の月数×1000分の2.5＋所得の金額×100分の2.5〕×4分の1
＝〔損金算入限度額〕

（計算例）

資本金等の額2,000万円、所得の金額1,400万円、1年決算法人の場合の損金算入限度額

〔2,000万円×12分の12×1000分の2.5＋1,400万円×100分の2.5〕×4分の1＝〔10万円〕

注：所得の金額は、寄附金の額を損金に算入しないものとして計算します。

医療法人の場合は本金を出資金として計算します。以下国税庁の例になります。

出資金1千万円で、所得が4百万円の場合は以下の計算式で、

（1千万円×0.25%＋4百万円×2.5%）×1/4＝5万円となり、今年度決算で損金計上できます。

なお個人名義の場合には、SLOCへの寄附金に対し個人所得控除は受けられません。

ご不明な点は当方までお問い合わせください。

重ねて貴重なご寄附に感謝申し上げます。